

河川改修事業事前評価調書

路線・河川等名	二級河川 ^{おおくも} 大雲川	事業名	緊急自然災害 防止対策事業	補助・単独の別	単独
事業主体	京都府	事業箇所（区間）	みやづしあざわき 宮津市字脇 地内		
事業概要	河川概要	二級河川大雲川は、宮津市東部を流れる小河川であるが、全川が未改修のため、洪水による隣接田畑の浸水等が懸念される。			
	事業目的	概ね3年に一度程度発生する規模の降雨で発生する洪水を安全に流下させられるよう河道断面を拡大する。			
	上位計画等	○ 京都府総合計画 丹後地域振興計画			
	整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備延長：L=700m ○ コンクリートブロック積：L=700m、堤防盛土：L=700m ○ 全体事業費：約6.0億円 			
事業の社会経済情勢及び地元情勢等	事業を巡る社会経済情勢及び地元情勢等	○ 本川下流部からの溢水、家屋の浸水被害による強い地元要望			
事業の有効性	事業の効果及び費用対便益等	○ 河川の流下能力が向上し、流域の人命や財産を洪水被害から守る。			
事業の効率性等	コスト縮減代替案立案等の可能性及び良好な環境形成・保全	○ 掘削土を堤防盛土に流用することで、コスト縮減に努める。			
	総合評価	本事業は、洪水から人命や財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、新規着手する必要がある。			

二級河川 ^{おおくも} 大雲川 緊急自然災害防止対策事業

京都府 宮津市 ^{あざわき} 字脇

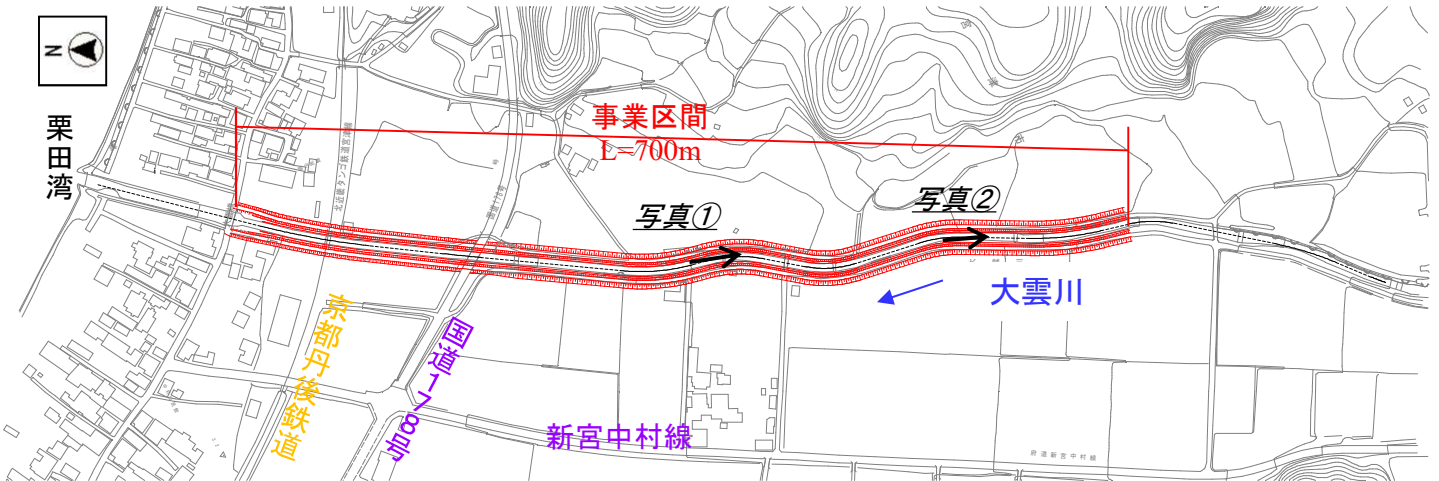
○事業目的

二級河川大雲川は、宮津市東部を流れる小河川である。大雲川は、全川で未改修となっており、洪水による隣接田畑の浸水等が懸念される。そのため、概ね3年に一度程度発生する規模の降雨で発生する洪水を安全に流下させられるよう河道断面を拡大する。

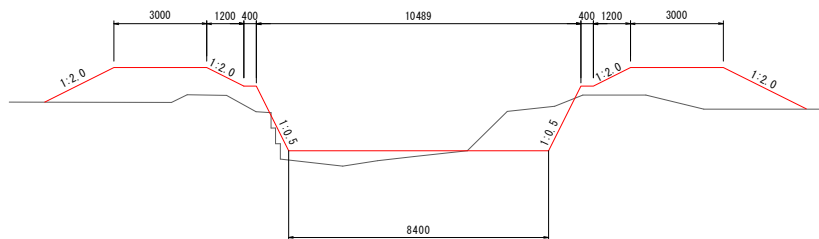
実施内容 : 整備延長 : L=700m
コンクリートブロック積 : L=700m
堤防盛土 : L=700m
事業期間 R5~
事業費 : 約6.0億円



平面図



横断面図



写真①



写真②



『^わ環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

作成年月日	令和 5年 3月 20日
作成部署	建設交通部河川課

事業名	二級河川大雲川 緊急自然災害防止対策事業	地区名	宮津市宇脇 地内
概算事業費	約6.0億円	事業期間	
事業概要	整備延長：L=700m、コンクリートブロック積：L=700m、堤防盛土：L=700m		
目指すべき環境像	当該箇所は宮津市東部を流れる2級河川で、住居が隣接しており、現況河川では洪水による浸水等が懸念されるため、流域住民の安全・安心を確保するとともに、動植物の生育環境と長期的な景観の保全により、地域の生活環境の保全に寄与する。		
関連する公共事業			

	評価項目		施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
	主要な評価の視点	選定要否			
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)		付近には魚類の生息が確認されているため、生息環境に配慮する必要がある。	河床掘削後、みお筋を確保することでより自然な河道を形成するよう努める。	3
	地形・地質				
	物質循環(土砂移動)				
	野生生物・絶滅危惧種				
	生態系	○			
	その他				
生活環境	ユニバーサルデザイン		河川隣接して人家等が位置しているため、工事期間中は工事車両による騒音・振動を抑制する必要がある。 また、建設発生材を極力リサイクルする必要がある。	工事実施中は、低騒音・低振動機械を使用することを原則とする。 また、建設発生材は当該工事や近傍の公共工事や民間工事と調整し、再利用に努める。	3
	水環境・水循環				
	大気環境				
	土壌・地盤環境				
	騒音・振動	○			
	廃棄物・リサイクル	○			
	化学物質・粉じん等				
	電磁波・電波・日照				
その他					
地域個性・文化環境	景観		田園を主体とした豊かな自然環境に恵まれていることから、環境改変を最小限に止める必要がある。	護岸材料の選定においては、自然環境との調和を図るよう努める。	3
	里山の保全				
	地域の文化資産				
	伝統的行祭り				
	地域住民との協働	○			
その他					

外部評価	
------	--

(別紙)

構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。

(改善: 5、やや改善: 4、見直し: 3、やや悪化: 2、悪化: 1)

評価項目		「施工地の環境特性と目標」の記載要点
	主要な評価の視点	
地球環境・自然環境	地球温暖化 (CO ₂ 排出量等)	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って温室効果ガスの著しい発生が予測されるため、発生抑制や吸収源の創出などが必要。
	地形・地質	・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。
	物質循環 (土砂移動等)	・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	野生生物 ・絶滅危惧種	・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	生態系	・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
生活環境	ユニバーサルデザイン 水環境・水循環	・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。 ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	大気環境	・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。
	土壌・地盤環境	・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。
	騒音・振動	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。
	廃棄物・リサイクル	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。
	化学物質・粉じん	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。
環境	電磁波・電波環境・日照	・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。
	その他	・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標）
地域個性・文化環境	景観	・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域の文化資産	・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	里山の保全	・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	伝統的行祭事	・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。
	地域住民との協働 その他	・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。 ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。